

## 随意契約理由書

工事名称：箕面地区近畿自然歩道再整備（31）工事

本工事は、箕面市箕面地内の明治の森箕面国定公園において、自然公園施設として整備、管理している近畿自然歩道の利用者の安全を確保するため、落石危険箇所の安全対策として落石対策工（落石防止網工（1箇所）、落石防護柵工（1箇所））の設置及び木柵工の補修等の歩道再整備工（一式）を行うものです。

本件は、平成30年11月30日に公告し、同年12月19日に開札を実施しましたが、入札者がなかったため、積算の見直しの検討により、平成31年3月28日に再度入札を執行しました。しかしながら再度の入札においても予定価格の範囲内に入札がなかったため、入札が取止めになったものです。

本工事は、近畿自然歩道の利用者の安全を確保する工事であるため、早急な実施が必要となります。

以上のことから、再度の入札に参加した者等の2業者から見積書を徴取し、予定価格以下で最も安価な価格を提示したものと地方自治法施行令第167条の2第1項第8号（再度の入札に付し落札者がないとき）の規定により随意契約を行うものです。